

令和6年 第5回 海津市農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和6年5月7日(火) 午後2時00分～午後2時54分

2 開催場所 平田農村環境改善センター(SSドローンプラザ) 1階会議室

3 出席委員(32名)

1番 伊藤憲生	2番 神田春夫	3番 伊藤白行	4番 飯田直満
5番 古川 守	6番 林 哲也	7番 中村 伸	8番 加賀重彦
9番 牧野友彦	10番 加藤 忍	11番 寺倉照秋	12番 伊藤幸弘
13番 高木 栄	14番 野津憲雄	15番 伊藤 豊	16番 後藤昌宏
17番 川瀬明久	18番 諏訪博保		20番 岡田郁夫
21番 菱田一義	22番 伊藤宗人	23番 瀬古安志	24番 堀田勝彦
25番 服部清和	26番 荒川逸夫		28番 伊藤勝代
	30番 赤尾浩幸	31番 大橋政良	32番 加藤和幸
33番 伊藤幹男	34番 松田脩一	35番 寺倉百合子	

4 欠席した委員(3名)

19番 伊藤正覚 27番 大橋 功 29番 菱田 章

5 議事日程

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
- (3) 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) その他

6 出席した事務局職員

事務局長 後藤 農地係長 川崎 会計年度任用職員 白木

7 総会議長

神田春夫

8 議事録署名委員

18番 諏訪博保 23番 瀬古安志

9 会議の概要 開会（午後2時）

◎議 長

それでは、本日の出欠状況について、報告します。27番 大橋委員、29番 菱田委員、19番 伊藤委員より欠席の報告を受けております。本日の出席委員は35名中32名。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定にする定足数、過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは只今より、令和6年 第5回海津市農業委員会総会を議事日程に基づき進めて参りますので、よろしくお願い致します。

◎議 長

日程第1 会議録署名委員の指名について、を議題とします。議長より指名してよろしいか。

【「異議なし」の声あり】

◎議 長

異議なしと認めます。よって、18番 諏訪委員、23番 瀬古委員を指名しますので、よろしくお願い致します。

続きまして、日程第2 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局（川崎農地係長）

1ページをご覧ください。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和6年5月7日提出 海津市農業委員会長 神田春夫

所有権移転案件5件です。

受付番号50番 海津町平原●●●●番 外3筆、田、7,934㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、海津町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号51番 平田町高田●●●●番、田、1,861㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、平田町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号52番 南濃町津屋●●●●番、畑、1,123㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：農業経営拡大

受付番号53番 南濃町駒野●●●●番、畑、396㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：交換

受付番号54番 南濃町駒野●●●●番、畑、433㎡。

譲渡人、●●●●。譲受人、南濃町、●●●●。申請事由：交換
別記3審査書に基づき許可要件を満たすものと考えます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは、担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。
受付番号50番の案件について、25番 服部委員をお願いします。

◎25番 服部委員

受付番号50番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、生活資金充当のため、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、51番を後に、先に受付番号52番を24番 堀田委員をお願いします。

◎24番 堀田委員

受付番号52番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、高齢による労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるものです。
数年前までは柿畑だったのですが、申請理由のとおり高齢ということで、柿の木を伐採して除草管理のみなされているような現況であります。なお、譲受人は、ブドウの生産農家でありまして、購入された農地はブドウ畑にするということです。以上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号51番を、27番大橋委員が、また、受付番号53番・54番を、29番菱田委員が欠席されておりますので、事務局補足説明ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

受付番号51番の案件については、申請の目的は、農業経営拡大です。
譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、労力不足により管理が困難であることから営農縮小を図り、譲受人は、農業経営を拡大するため、農地を売買されるもので、問題ないと判断し

ましたので、審議願います。

続きまして、受付番号53番・54番の案件については、申請の目的は、交換です。申請地は隣り合わせで、従来より申請人がお互いの農地を耕作しておりましたが、登記簿が入れ替わっていたことから判明し交換されるもので、問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

それぞれ担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

【挙手する者なし】

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手多数 31名】

◎議 長

挙手多数ですので、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請に対する審議については、原案のとおり許可と決定します。

続きまして、日程第3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局に説明を求めます。

◎事務局 (川崎農地係長)

2ページをご覧ください。

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年5月7日提出 海津市農業委員長 神田春夫

所有権移転案件5件、賃借案件1件、使用貸借案件2件です。

受付番号55番 海津町五町●●●●、田、2,930㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：海津町、●●●●。

転用目的：工業用精密金属部品製造業 駐車場

この案件の農地区分は 概ね10ha以上の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、既存施設の拡張に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われま

受付番号56番 平田町蛇池●●●●番、畑、707㎡の内 151㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：平田町、●●●●。転用目的：一般個人住宅 駐車場

この案件の農地区分は 住宅が連たんする第3種農地であると判断します。被害防除では、西側の農地境界にはコンクリートブロックを施工され、北側は譲渡人の農地であり、被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号57番

南濃町駒野●●●●番、田、1,314㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号58番 南濃町駒野●●●●番、田、1,124㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：広島県広島市、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号59番 南濃町安江●●●●番 外2筆、畑、1,208㎡。

譲渡人：●●●●。譲受人：東京都渋谷区、●●●●。転用目的：太陽光発電施設

この案件の農地区分は 概ね10ha未満の一団の農地である第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、整地のみで外周フェンスを設置され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号60番 平田町土倉●●●●番、田、627㎡。

賃貸人：●●●●。賃借人：平田町、●●●●。転用目的：運送業 駐車場

この案件の農地区分は 概ね10ha以上の一団の農地である第1種農地で、許可区分では、既存施設の拡張に該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に申請人の農地以外はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号61番 海津町平原●●●●番、畑、299㎡。

使用貸人：●●●●。使用借人：海津町、●●●●。転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、街区に占める宅地割合が40%以上である第3種農地であると判断し

ます。被害防除では、南側の農地境界にはコンクリートブロックを施工され、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。

受付番号62番 平田町三郷●●●●番、田、現況 畑、277㎡。

使用貸人：●●●●。使用借人：安八郡輪之内町、●●●●。転用目的：一般個人住宅

この案件の農地区分は、概ね500m以内に平田支所がある第2種農地で、許可区分では、代替性がないに該当するものであると判断します。被害防除では、周囲に農地はなく、他の農地に被害を及ぼすことは無いと思われます。以上です。

◎議 長

説明が終わりました。それでは担当地区の委員さんから意見を賜りたいと存じます。では、受付番号55番を、10番 加藤委員お願いします。

◎10番 加藤委員

受付番号55番の案件については、申請の目的は、駐車場です。譲受人は、申請地西側にて工業用精密金属部品製造業を営み、工場拡張に伴い現在の職員駐車場がなくなるため、隣接地である申請地を取得し事業拡張されるものです。周囲に申請人の農地以外はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号56番を、27番大橋委員が欠席されておりますので、事務局補足説明ありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

受付番号56番の案件については、申請の目的は、駐車場です。譲受人は、申請地南側に居住しておりますが、駐車場が不足しているため、隣接地である申請地を取得され、車庫を建てられるものです。集落内であり、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号57番・58番ですが、地区担当委員は29番 菱田委員ですが、体調不良のため35番 寺倉委員に担当をお願いしましたので、寺倉委員お願いします。

◎35番 寺倉委員

受付番号57番・58番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。いずれの案件も、譲渡人は今後の農地の維持管理に苦心しておられ、譲受人は再生可能エネルギー関連事業

を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、ご審議願います。

◎議 長

続きまして、受付番号番59番を、33番 伊藤委員願います。

◎33番 伊藤委員

受付番号59番の案件については、申請の目的は、太陽光発電施設です。譲渡人は、今後の農地の維持管理に苦心しておられます。この苦心しておられる理由は一人暮らしであり、さらに病弱であります。譲受人は、再生可能エネルギー関連事業を営み、事業適地を選定する中、協議が整ったことから、売買により取得され申請されるものです。周囲にフェンスを施工し、整地のみで利用されるため、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。以上です。

◎議 長

続きまして、受付番号番60番を、3番 伊藤委員願います。

◎3番 伊藤委員

受付番号60番の案件については、申請の目的は、駐車場です。賃借人は、申請地西側にて運送業を営み、業務増加に伴いトラック台数を増やすことになり、隣接地である申請地を賃借し事業拡張されるものです。周囲に申請人の農地以外はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。以上です。

◎議 長

続きまして、受付番号番61番を、25番 服部委員願います。

◎25番 服部委員

受付番号61番の案件については、申請の目的は、住宅です。使用借人は、申請地北側に居住しておりますが、夫・父から土地を借り受けて、住宅を建てられるもので、現在住んでいる家は新築後に取り壊される予定です。集落内であり農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。以上です。

◎議 長

続きまして、受付番号番62番を、17番 川瀬委員願います。

◎17番 川瀬委員

受付番号62番の案件については、申請の目的は、住宅です。使用借人は、現在アパート住まいですが、祖父より土地を借り受け、住宅を新たに建てられるものです。周囲に農地はなく、農地法上問題ないと判断しましたので、審議願います。以上です。

◎議 長

担当地区の委員さんから意見を賜りました。質問・意見等がございましたら挙手をお願いします。

◎議 長

質問・意見等もないようですので、質疑を終結し、採決致します。議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

【挙手全員】

◎議 長

挙手全員ですので、議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して、岐阜県へ進達します。

◎議 長

その他に入らせていただきます。事務局、前回の質問事項への回答、及び、その他報告事項などありますか。

◎事務局 (川崎農地係長)

その他報告事項について報告をさせていただきます。

農地法第3条の3の相続の関係の届出ですが、今回19件ありました。農業委員会から関係者に受理書を送付させていただいたことを報告させていただきます。

続きまして、保留になっておりました案件につきまして、事務局長より説明させていただきます。

◎事務局 (後藤事務局長)

事務局より2点報告をさせていただきます。前回保留としました案件です。

まず一つ目です。前回の総会にて質疑がありました、事務局職員の任命につきまして、今年度につきましては慣例による現体制をお認め願ひ、来年におきましては、規定等を整備した上で、会長の専決事項として、農業委員会として任命を行うこととさせていただきたいと考えておりま

す。

それからもう一点、こちらも前回質疑がありました地域計画の関係です。地域計画の関係につきましては、担当課、農林振興課に確認しましたところ、まず、昨年10月の総会におきまして採決しました農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更、こちらにつきましては、採決した内容で決定をしまして告示済みということです。

また、地域計画の策定に伴いまして、協議を行っておりますが、この協議の結果につきましては、今年3月に海津地域、平田地域におきまして協議が行われております。その結果につきましては、現在、意見などを取りまとめているとのこと。

あと南濃地域につきましては、地域の担い手や農地管理に関するアンケートを行っておりまして、その結果の取りまとめも踏まえまして、協議の場を近々開催する予定となっております。各海津町・平田町、南濃町地域の協議の結果につきましては、結果が取りまとまり次第、公表を予定しております。

また、地域計画を今後どのように進めていくのか、という質問があったかと思えます。必要な地区につきましては、改めて個別に協議の場を調整していきたいと考えておりまして、7月の下旬をめどに地域計画の案を作成し、関係者にお示しする方向で調整を行っているという回答をいただいております。報告は以上です。

◎議 長

事務局より報告がありました。何かございますか。

◎7番 中村委員

はい。7番中村です。丁寧に説明していただきましてありがとうございました。冒頭でも説明があったのですが、この農業委員会の職員の任命に関して、慣例で行ってきたから、だからもう少しこの慣例に従って、今から準備・整備するから、来年度から来年の4月からという意味かと思えますが、いわゆる法令に従ったやり方をしたいのでよろしくと、というようなことだと思います。

まず、慣例に従ってというのは、なぜ農業委員会が発足してから今日まで、農業委員会法26条がある。しかも先ほど言いましたように、国会の答弁でも、農業委員会の職員の任命に関しては、農業委員会の専任事項であるということを見捨て、その無視がなぜ慣例になるのか、私には全く理解できません。

それからもう一つ、この農業委員会で慣例に従ってやってきた二つのことを、即改めたという実績がございます。一つは、この総会の決議を、慣例に従って従来、確か10月ぐらいまでだったと思いますが、異議なしの一声でそれで採決していたことがあります。それを改め、決議として挙手で多数決を確認する、これも法令に従ってやっていることです。しかも、その総会の規則というのは、この海津市の農業委員会が持っている、その規則にも従うことです。

それから二つ目はやっぱり法令で決めていることですが、この議事録を速やかに公表する、ホームページなどでということになっています。それについても事務局の努力で、慣例を廃止して、即直していただいています。ですので、事務局の職員について、慣例だから、もうずっと来年の4月まで認めてほしいということは、私には理解できません。改めるべきことは、実績として二つの実績がありますので、即改めるべきと思います。

これは農業委員会が農業委員会法をよく読み、それに従って行動する。その原則に従えば、何も慣例を来年の4月初め、3月末までに認めることはないと思いますので、そのところは、委員長自身もよくお考えいただきたいと思います。今農業委員会自身が自分たちの法令を無視した行動をとっているということです。

◎議 長

今無視してやると言ってみえますが、基本的に事務局の方で、もう少し精査し、この意見に対してどうあるべきか、ということで今回は閉じさせていただきたいと思います。

◎7番 中村委員

はい、すいません。追加で、それで事務局の方はいろいろ調べたけども、こういう慣例で、言ってみたら市の方で任命されて、それを農業委員会が認めているケースがありましたということ報告されてきました。

私も気になったので、県外も含めて市町村の農業委員会の事務局のルール規則などをずっと見てみました。その中で、なるほどと思われたのが、大分県日田市の農業委員会の事務局規定です。これは非常に参考になります。後で資料が欲しければ見ていただけたらいいのですが、この中に、職員に関してこうあります。第2条 事務局に次の職員を置き日田市農業委員会会長が任命する。局長云々があります。ここはあくまでも任命するということが農業委員会の、言ってみたら仕事になっています。海津市と似た状況は、市の職員を兼務する場合、これもちゃんと規定の中に書いてあります。第3条です。会長は市長と協議し、市の職員を農業委員会職員に兼務させることができる。このプロセスが今生まれていない。ですので、慣例という悪しき状態がずっと続いています。私が今委員長に申し上げたのは、市の職員の兼務が今実態ですので、これは、農業委員会の総意がもしあれば、会長が市長と、言ってみたら総務になると思いますが、協議して、市の職員3人も市の職員なのか、専任なのか私はよくわかりませんが、この方たちを農業委員会の職員として兼務させたい、ということを経営いただければ、これが悪しき慣例からは脱することができると思います。問題は今、市長が任命して、農業委員会事務局に派遣する形になっています。市長は任命権者じゃないのです。事務局の職員に関しては。

◎議 長

そういうことで一応持ち帰っていただきたいと思います。その他ございませんか。

◎7番 中村委員

はい、もう一点すいませんが、先ほどから何回も触れていますが、農業委員会法というのが私達の言ってみたら、基準になります。何をすべきか、ということをやんとそこに規定しています。ぜひタブレットで、農業委員会法をよく読んで、こういうことがあったのかということ、自分の中でも研修を進めていただきたいと思います。本来は、これ事務局が、私達が去年の7月に任命されたときに、研修としてすべきことがされてないというのがあります。ぜひここは農業委員会法、委員長も含めて恐縮ですが、ぜひ研修して、自己研鑽をしていただきたいと思います。

◎議 長

はい。事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

中村委員が言われる違法状態であることは確かで、これを例えば次回に保留しても、これは違法状態のままになりますし、事務局としては本来4月1日の段階で任命をされていないといけない状況でございます。

事務局としましては、今年度につきましては、この体制をお認めいただきまして、皆様のご意見をお聞きした上で、今後、先ほど冒頭に事務局長が説明しましたが、今後3月の人事案件があった場合、3月に内示・発令があった後、皆さんにお集まりいただき臨時総会を開き、4月1日以降の任命をいただくか、若しくは、こちらの法整備をさせていただいて、会長の専決事項により任命いただき、4月の総会の場において報告、という形をお願いできないかという提案でございます。

【拍手あり】

◎議 長

いかがでしょうか。それでは、今事務局は苦しい答弁もありましたが、現況としまして、このままの形で、今年度は続けてお願いしたいということでございます。

それに対して、皆さん方がご意見なければ、賛否を取らせていただきたいと思います。事務局提案のように、今年度はこのままでということに賛成の方は挙手をお願いします。

【挙手多数 31名】

◎議 長

賛成多数で、このままでいくということで決めさせていただきます。

◎7番 中村委員

はい、すいません決議終わったので、私の感想でよろしいでしょうか。発言よろしいでしょうか。

◎議 長

なるべく早くお願いします。

◎7番 中村委員

いつも短くやっているつもりです。

今決議で賛成された方があります。それは自らの農業委員会のルールを自らで否定したことになります。これはあくまでも農業委員会の専決事項を暫定的にしょうがないから認めるということだと思いますが、しょうがないからということがずっといろんな問題を引き起こしています。私は、これはもう反対なのです。なおかつ市長の任命が外れてない状態で、来年の3月末まで続きますので、任命権者は市長じゃないのです。そのところも皆さん賛成された方は、ご了解されて賛成されたのでしょうか。万が一市長の任命が外れていけば、外れていけば私はそうかなと思います。はい、終わり。

◎議 長

事務局。

◎事務局 (川崎農地係長)

はい、まず任命が外れてないと言われますが、先ほど申し上げましたように、私ども出向という扱いをされておりますので、中村委員には認めていただけてないかもしれないですが、この3人について、市から専任という形で出向辞令をいただいております。昨年までは兼務でしたが、今回については専任という形で配属されております。今回専任として皆さんにお諮りをいただく形になるかと思えます。

◎議 長

はい、33番 伊藤委員どうぞ。

◎33番 伊藤委員

先ほどご発言がありましたように、委員長が今日のところはこういうことということで、ご提案されたものを賛否・採決をとられました。その中で、今、手を挙げた人は、違法状態であることを知りつつ手を挙げたのかというご意見がありました。これは全くの暴言であります。以上です。

◎議 長

ちょっと申し訳ないけど、意見の言い合いみたいな格好は・・・。

◎7番 中村委員

はい。33番伊藤様のご意見承りました。暴言とおっしゃいました。ですけども、法治国家の中の法令は、あくまでもルールです。そのルールに基づくことをなぜしないのかという私は感想を申し上げたところで、その感想を申し上げるのが、なぜ暴言でしょうか。伊藤様自身、農業委員会法26条をご覧になって、この状態でいいのかどうかということはご理解いただいているのでしょうか。以上です。

◎議 長

この件につきましては、採決させていただきましたので、もうストップです。その他の方はございますか。

それでは一つ私の方からお願いがございます。それぞれご意見等、皆さん方に出していただいておりますが、次回の総会からご意見等ございましたら、事務局の方へ文書をもって提出いただきたいと、また、特別時間のないことであれば当然発言していただいても結構ですけれど、前もって時間が許す範囲でしたら、いつもの締切り期日までに文書をもって事務局の方へ出していただきたいと思います。皆さんそういうことでお願いできますか。

【拍手あり・異議なしの声】

◎議 長

はい。難しく書く必要もないのですけれど、こういう総会も前もって意見をいただければ、ある程度、返答・準備ができるのではないかと、そんなことを思っております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎7番 中村委員

すいません。よくわからなかったこと、一つあります。文書で出すっていうのは、何を文書に事務局に出すのでしょうか。

◎議 長

ご意見の、どういう内容かということと、ご意見をわかっている範囲で出していただきたいと思います。この総会に関しまして、ご意見があるようでしたら、前もってわかっている範囲でしたら文書にて出していただくと、スムーズに進むのではないかと考えております、という発言です。よろしくお願いいたします。

◎議 長

それでは本日予定の議題は全て終了いたしました。これで閉会といたします。

総会閉会（午後 2 時 5 4 分）

議事録署名者

1 8 番

2 3 番

議 長